

板橋区介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務処理要綱

(令和4年3月28日 区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区介護保険条例（東京都板橋区条例第25号。以下「条例」という。）第18条及び第19条並びに東京都板橋区介護保険条例施行規則（東京都板橋区規則第57号。以下「規則」という。）第21条及び第22条に定めるもののほか、介護保険料の徴収猶予及び減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）、その属する世帯の世帯主及び生計を一にする世帯員の収入が給与等（恩給及び年金を含む。）である場合は、当該世帯主及び世帯員の基本給、家族手当、通勤手当、仕送り等の収入を合算した額から所得税、住民税、健康保険料（共済組合等の保険料を含む。）、厚生年金保険料、雇用保険料、労働組合費、通勤費等の合算額を控除した額から、事業収入（不動産収入及び農業収入を含む。）である場合は、売上金、家賃、間代その他収入等の総収入額から収入上必要な経費として、仕入代、材料費、交通費、諸税、その他の経費等の合算額を控除した額から、世帯主及び世帯員の職種及び就労日数を勘案して、別に定める基礎控除額を控除した額をいう。
- (2) 災害等 第1号被保険者又は、その属する世帯の生計維持者に生じた個々の火災、風水害その他これらに類する災害をいう。ただし、故意に発生させた場合を除く。
- (3) 損害の程度 損害金額から保険金、損害賠償金で補填された金額を控除した残額の損害財産の割合をいう。
- (4) 基準生活費 公租、公課、年間医療費等に相当する額を考慮し、原則として、生活保護法第8条に基づく生活保護基準額表にある各基準額の100分の115（15パーセント増）に相当する、別に定める基準額を合算した額をいう。
- (5) 保険料 介護保険料をいう。

(徴収猶予)

第3条 区長は、保険料の納付義務者が次のいずれかの事情に該当したことにより、一時的に生活困難となり、保険料を負担することが困難と認められるときは、当

該納付義務者の申請により、6か月を限度として、その徴収を猶予することができる。

- (1) 災害等による財産の損害 条例第18条第1項第1号に該当する場合で、損害の程度が当該財産の3割以上の被害、又は床上以上の浸水被害を受けたときをいう。
- (2) 収入の著しい減少 条例第18条第1項第2号から第5号までに自己の意思に反して該当し、実収入月額と基準生活費を対比し、保険料充当額が保険料賦課額の未到来額の月割額（以下「保険料月割額」という。）に満たない状態になったときをいう。
- (3) 前各号に掲げる事由に類する事由があるとき。

(減免)

第4条 区長は、保険料の納付義務者が、前条各号のいずれかの事情に該当したことにより、生活困難となり、保険料を負担することが困難と認められるときは、当該納付義務者の申請により、申請日の属する年度に賦課された保険料額の2分の1に相当する額を減額することができる。ただし、区長が必要と認める場合は当該年度の年間保険料を免除することができる。

- 2 保険料の納付義務者が法第63条の規定に該当する施設に拘禁されたときは、当該納付義務者の申請により、申請を受けた日の属する月から拘禁が終了した日の属する月の前月分まで免除することができる。
- 3 保険料の徴収猶予及び減免の申請は、申請事由発生後6か月以内に行わなければならない。ただし、申請が困難と認められる正当な理由がある場合はこの限りではない。

(生活困難の認定)

第5条 第3条及び前条における「生活困難」とは、第2条に定める事由に該当し、その者が利用し得る資産又は能力の活用を図ったにもかかわらず、保険料を支払うことが困難と認められる者とする。

- 2 資産又は能力の活用の基準は次に定めるところによる。

(1) 資産の活用の基準

当該世帯に保有されている資産のすべてが、生活又は営業上の必需財産であること。

ア 宅地については、当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地であれば、著しく保有の限度を超えるものを除き、原則として保有を認める。

イ 家屋については、当該世帯の居住の用に供せられる家屋であれば、著しく保有の限度を超えるものを除き、原則として保有を認める。

ウ 事業の用に供せられる家屋（居住用家屋は除く。）については、その家屋の保有が当該地域の低所得者世帯との均衡を著しく失する場合を除き、原則

として保有を認める。

エ 貸家については、家賃の合計年額が貸家を売却した場合の代金より多いと認められる場合を除き、原則として保有は認められない。

オ 預貯金については、確認した金額が著しく高額でない場合は、原則として保有を認める。

また、震災に伴う義援金、災害弔慰金、災害見舞金等で自立更生のために必要な資金として保有するものは、その保有を認める。

なお、「著しく高額でない場合」とは、世帯の構成・状況等により異なるため概ね基準生活費の3か月分未満の場合を目安に判定する。

(2) 能力の活用の基準

世帯のうち、労働力を有する者は働いていること。ただし、働いていないことについて入院又は加療中である等の真にやむを得ない事情があるときはこの限りでない。

また、公私の負担又は援助を受けることができるものは、それを受けていること。

(保険料の徴収猶予及び減免の適用の申請書の様式)

第6条 保険料の徴収猶予の申請書は、規則第21条第1項に規定する介護保険料徴収猶予申請書によらなければならない。

2 保険料の減免の申請書は、規則第22条第1項に規定する介護保険料減免申請書によらなければならない。

(手続)

第7条 前条の申請書を提出する場合は、次の各号に定める必要書類をそれぞれ添付するものとする。

(1) 被保険者証

(2) 当該世帯の世帯員中事業所に勤務する者のある場合は、給与証明書及び給与外収入等申告書（住民税等の申告がない者）

(3) 前号以外の者については、収入・無収入申告書（住民税等の申告がない者）

(4) 地代・家賃・間代証明書又は証明されるもの（地代等の収入がある者）

(5) 罹災証明書（第3条第1号に該当する者）

(6) 在所（在監）証明書（第4条第2項に該当する者）

(7) その他法令に定める特別の事情に該当することを確認するために必要な書類（保険料の徴収猶予及び減免の適用の決定通知書）

第8条 区長は、保険料の徴収猶予について第6条に定める申請書を受理し、適用の可否を決定した場合は、規則第21条第2項に規定する介護保険料徴収猶予決定通知書又は介護保険料徴収猶予不許可通知書により通知するものとする。

2 区長は、保険料の減免について第6条に定める申請書を受理し、適用の可否を

決定した場合は、規則第22条第2項に規定する介護保険料減免決定通知書若しくは規則別記46号様式又は規則別記46号の2様式により通知するものとする。

- 3 区長は、特別徴収対象者に関する保険料の減免を決定した場合には、当該保険料を特別徴収することを中止して普通徴収するものとし、その旨を特別徴収義務者（法第135条第2項に規定する特別徴収義務者をいう。）に通知しなければならない。

（保険料の徴収猶予及び減免の取消）

第9条 区長は、保険料の徴収猶予及び減免の適用の措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においてはその措置を変更し又は取り消し、保険料の全部または一部を、一時にこれを返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、この措置を受けたことが発見されたとき。
- (2) 資力その他の事情が変化したため、この措置の必要がなくなつたと認められるとき。
- (3) 保険料の納付を不当に免れようとする行為があつたと認められるとき。

- 2 前項において、保険料の徴収猶予の変更又は取消を行った場合には、規則第21条第3項に規定する介護保険料徴収猶予取消通知書により、減免の変更又は取消を行った場合には規則第22条第3項に規定する介護保険料減免取消通知書により通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、保険料の徴収猶予及び減免に関し必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成12年9月29日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者に対する保険料の減免特例）

- 2 第4条の規定によるほか、区長は、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」（令和4年3月14日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）に基づき、次の各号に掲げる第1号被保険者について、当該各号に定める額の保険料を減額又は免除することができる。この場合において、当該第1号被保険者が次の各号のいずれにも該当するときは、第1号の規定によるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を

有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 全額

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイのいずれにも該当する第1号被保険者 次の表1で算出した対象保険料額に、表2の前年の合計所得金額の区分に応じた減額又は免除の割合を乗じて得た額

ア その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ その属する主たる生計維持者の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される長期譲渡所得金額又は短期譲渡所得金額に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。)のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

表1

対象保険料額=A×B/C
A: 当該第1号被保険者の保険料額
B: 当該第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C: 当該第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

表2

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

- 前項第2号の規定に関わらず、主たる生計維持者が事業等を廃止又は失業した場合には、前年の合計所得金額に関わらず、対象保険料額の全額を免除する。
- 前2項の規定に基づき減額又は免除の対象となる保険料は、令和4年度分の保険料であって令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が設定されているものとする。
- 令和3年度相当分の保険料額であって、令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降の期間に普通徴収の納期限が到来するものについては、前3項の規定を準用する。

6 第2項から前項までの規定による保険料の減額又は免除に必要な申請その他の手続については、第6条から第10条までの規定を準用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第2項第1号の改正規定は、令和3年2月13日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の板橋区介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務処理要綱付則第2項から第6項までの規定は、令和3年度分以降の保険料について適用し、令和2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の板橋区介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務処理要綱付則第2項から第6項までの規定は、令和4年度分以降の保険料について適用し、令和3年度分以前の保険料については、なお従前の例による。